

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月

私が20歳になった昭和37年*月頃に、私の母親が私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。私は、その際発行された国民年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、平成4年に未納である旨の通知が来たため、私が、同年12月頃に納付書により銀行で納付した。納付した保険料額は9,000円であり、現在所持している「領収印」と「取消印」が押されている領収書とは別の少し厚い紙質の納付書で納付したが、その領収書は紛失してしまった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、平成4年に未納である旨の通知が来たため、同年12月頃に納付書により銀行で納付したと主張しており、申立人が所持している「取消印」の押されている領収書から、申立人は、現に、申立期間の保険料を納付するために同年同月8日に銀行に出向いたことが確認できることに加え、当該納付日の時点において、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、i) 申立期間及び国民年金保険料の免除の申請を行う直前の期間を除き、国民年金加入期間において保険料の未納は無いこと、ii) オンライン記録において、平成4年2月及び同年3月に当該時点で納付可能である昭和57年2月から61年3月までの50か月分の保険料を追納していることが確認できること、iii) 申立人は、申立期間の3年10月に転居した際、適切に国民年金の手続を行っていることが、住民票、申立人が所持している国

民年金手帳及び領収書の全てにおいて確認できることから、申立人は国民年金への意識及び保険料の納付意欲が高いことが認められ、1回、かつ1か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から52年12月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

時期は定かではないが、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が会社に勤務している期間についても、母親又は父親が、集金人に納付してくれていたと思う。

平成2年頃に、当時居住していた区の区役所から、国民年金保険料が未納となっている旨の連絡が来たので、保管していた領収書を持って区役所へ行った。その際に、区役所に領収書を置き忘れて帰ってしまい、しばらくして取りに行ったが、返却されたのは、現在所持している昭和53年4月分以降の領収書であった。

申立期間の国民年金保険料の領収書も保管していたはずなので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和53年1月から同年2月までの間に行われたものと推認され、申立人が所持する申立期間②直後の同年4月から57年3月までの国民年金保険料領収書によると、申立人の保険料は、全て現年度納付により適切に納付されていたことが確認できることから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親が、申立人の国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立人の両親が、集金人に国民年金保険料を納付していたと思うと述べているところ、申立人が居住していた区では、申立期間当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人が所持する年金手帳、オンライン記録ともに、申立人は、昭和53年1月から国民年金の被保険者となっていることに加え、申立人は、申立期間①の始期から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる上、当該期間の大半は、厚生年金保険の被保険者資格期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の両親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年12月28日、18年8月11日、同年12月28日、19年8月10日及び同年12月28日について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成21年12月25日に係る標準賞与額については、別添の〈認められる標準賞与額〉に相当する賞与が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日
② 平成18年8月11日
③ 平成18年12月28日
④ 平成19年8月10日
⑤ 平成19年12月28日
⑥ 平成21年12月25日

ねんきん定期便で確認したところ、私がA社に勤務していた平成16年12月から22年8月までのうち、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効に

より消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てしているところ、申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥に係る標準賞与額については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までについて、申立人から提出された賞与明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる保険料控除額から、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社に照会したところ回答が得られなかったが、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主が当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の申立期間⑥に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額（15万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

別添

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 16 年 12 月 28 日	10 万円
平成 18 年 8 月 11 日	14 万 7,000 円
平成 18 年 12 月 28 日	14 万 3,000 円
平成 19 年 8 月 10 日	15 万円
平成 19 年 12 月 28 日	14 万円
平成 21 年 12 月 25 日	15 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和53年4月13日から同年5月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和53年5月1日から54年12月29日までの期間について、申立人に係る標準報酬月額の記録については、53年5月から同年7月までは13万4,000円、同年8月から同年11月までは14万2,000円、同年12月は13万4,000円、54年1月は14万2,000円、同年2月は12万6,000円、同年3月は14万2,000円、同年4月は12万6,000円、同年5月及び同年6月は14万2,000円、同年7月は12万6,000円、同年8月から同年10月までは14万2,000円、同年11月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月13日から同年5月1日まで
② 昭和53年5月1日から54年12月29日まで
③ 昭和54年12月29日から55年1月1日まで

私は、昭和53年4月13日から54年12月31日までの期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が、53年5月1日から54年12月29日までの期間となっている。給料支払明細書には53年4月13日からの給与が支給されており、厚生年金保険料も同年4月から54年12月まで控除されているので、申立期間①及び③を厚生年

金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に勤務していた期間の給料支払明細書を見ると、控除されていた厚生年金保険料より、社会保険事務所（当時）に届出されている保険料納付額が低いので、申立期間②に係る標準報酬月額の記事を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する昭和 53 年 4 月分給料支払明細書から、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、上記の給料支払明細書には、厚生年金保険料が源泉控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書の保険料控除額から 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、53 年 5 月から同年 7 月までは 13 万 4,000 円、同年 8 月から同年 11 月までは 14 万 2,000 円、同年 12 月は 13 万 4,000 円、54 年 1 月は 14 万 2,000 円、同年 3 月は 14 万 2,000 円、同年 4 月は 12 万 6,000 円、同年 5 月及び同年 6 月は 14 万 2,000 円、同年 7 月は 12 万 6,000 円、同年 8 月から同年 10 月までは 14 万 2,000 円、同年 11 月は 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

また、給料支払明細書が無い昭和 54 年 2 月については、前後の月の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、

12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出の誤りを認めている上、給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、申立人が提出した給料支払明細書により、昭和54年12月分の給与から同年12月の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかし、申立人は、A社の年末の仕事納めは12月28日か29日であったと述べており、申立人が所持する昭和55年1月分給料支払明細書には、労働日数欄に「自12月21日 至同月29日 7日」と記載されていることが確認できる。

また、昭和57年12月29日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚は、「年末は12月28日まで勤務した。自身の厚生年金保険の被保険者記録は合っている。」としている。

さらに、B社の担当者は、当時の資料が無く不明としながらも、従業員の給与は現在も時給としており、退職者については、最終出勤日をもって退職としていると述べている。

これらのことから、申立人のA社における離職日は、昭和54年12月29日であると認められるところ、厚生年金保険法では、第19条において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることとされていることから、同年12月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和33年7月2日から同年8月18日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年7月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月18日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月頃から33年8月頃まで
私は、昭和31年5月頃に、A社に臨時社員として入社し、33年8月頃まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が相違する者が、昭和33年7月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月18日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、A社には臨時社員として入社し、B社C工場に派遣され、同社C工場で働いていたと述べているところ、複数の同僚は、A社の社員として、B社などの作業所に派遣されていたと述べており、申立人の説明と一致する。

さらに、申立人は、同期入社した同僚は、自身と同じ姓で珍しい名前だったので、ほかの同僚は彼を名前で呼び、私は姓で呼ばれていたと当時の状況を鮮明に記憶している上、上記被保険者名簿の未統合の被保険者記録の下段に、当該同僚が、同日に資格取得した記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 33 年 7 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 18 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 5 月頃から 33 年 7 月 2 日までの期間については、申立人は、「A 社には臨時社員として入社した。」と述べているところ、複数の同僚は、「私は、臨時社員として入社した。当時、臨時社員は厚生年金保険に加入していなかった。」、「雇用形態によって異なる取扱いをしていた。正社員は厚生年金保険に加入し、臨時社員は加入できなかった。」、「試用期間があり、その後、正社員になって厚生年金保険に加入した。」と回答しており、同社では入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

また、上記被保険者名簿において、申立人が同期入社であったと記憶する同僚も、A 社における資格取得年月日は、昭和 33 年 7 月 2 日となっている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 31 年 5 月頃から 33 年 7 月 2 日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日

私は、A社に勤務していたが、申立期間において賞与が支給され、その賞与から、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条の本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主から提出された「平成20年・冬季賞与一覧」及び申立人が所持している「平成20年冬季賞与明細書」において確認できる保険料控除額から、18万6,000円とす

ることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与支払届を提出していなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月1日

私は、A社に勤務していたが、申立期間において賞与が支給され、その賞与から、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条の本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主から提出された「平成20年・冬季賞与一覧」及び申立人が所持している「平成20年冬季賞与明細書」において確認できる保険料控除額から、18万1,000円とす

ることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与支払届を提出していなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和46年12月6日から49年11月1日までの期間について、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が46年12月6日、資格喪失日が50年1月15日とされ、当該期間のうち、46年12月6日から49年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立人が46年12月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年12月から48年9月までは1万2,000円、同年10月から49年10月までは2万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和49年4月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（2万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和49年11月1日から50年1月15日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月6日から49年11月1日まで
② 昭和49年11月1日から50年1月15日まで

私は、昭和46年12月からA社に勤務していた。それにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が49年11月1日になっているので、

申立期間①を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額が2万円となっているが、A社を退職する時には、毎月5万円以上の給与は受けていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年12月6日、資格喪失日が50年1月15日とされ、当該期間のうち、46年12月6日から49年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されるのは、当該期間に係る届出が政府の保険料徴収権が時効により消滅した後に行われた場合であるところ、A社に係る事業所別被保険者名簿（健康保険厚生年金保険被保険者名簿）によると、申立人が昭和46年12月6日に資格取得した旨の届出の受付日は、同年12月7日と記載されていることから、事業主は、政府の保険料徴収権が時効により消滅する前に申立人が同年12月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿により、昭和46年12月から48年9月までは1万2,000円、同年10月から49年10月までは2万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年11月1日までの期間について、複数の従業員は、「当時、実際に支給された給与額に見合う厚生年金保険料を控除していながら、社会保険事務所に対し、実際の給与額より低い額が届出されていた。」と述べている。

また、複数の従業員は、「当時、A社の経理処理が適切でなかったため、社員全員で交渉をして改善を求めたことがある。」と述べているところ、同社において昭和49年の時点で被保険者であった者及び同年以降に被保険者となったほぼ全ての者の標準報酬月額の記録が、政府の保険料徴収権が時効により消滅した後の51年12月7日付けで、遡って増額訂正されており、申立人については6万4,000円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、標準報酬月額6万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人の標準報酬月額に係る届出を誤ったと

して、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に標準報酬月額
の訂正に係る届出を行っていることから、これを履行していないと認めら
れる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社に係る当
該期間の標準報酬月額は、2万円と記録されている。

しかしながら、A社に係る上記の被保険者名簿によると、当該期間の標
準報酬月額は、当該期間に係る政府の保険料徴収権が時効により消滅する
前の昭和51年12月7日に、2万円から6万4,000円に訂正処理されてい
ることが確認できることから、申立期間②について、申立人が主張する標
準報酬月額（6万4,000円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行っ
たことが認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月31日から5年1月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月8日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月3日から同年3月2日まで
② 平成4年3月31日から5年1月8日まで

私は、平成4年2月3日にA社に入社し、5年1月7日まで勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は4年3月2日、同資格の喪失日は同年3月31日となっている。1か月しか勤務していないはずがなく、納得できないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人のA社における離職日は、平成5年1月7日であることが確認でき、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は同日に被保険者資格を喪失したとされているが、当該資格喪失処理が行われたのは、当該適用事業所ではなくなった日より後の5年2月5日であることが確認できる上、申立人のほか2名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人

の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である5年1月8日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人に係る雇用保険の記録から、申立人のA社における入社日は、平成4年2月3日であることが確認でき、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚に照会した結果、「申立人が正社員として勤務していたことは知っているが、厚生年金保険の加入については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

また、A社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社における申立人の当該期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月21日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年4月21日まで
私は、昭和62年11月11日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社発行の証明書、所属経歴書及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務（平成2年4月21日に、同社本社から同社B事業所に異動）していたことが認められる。

また、A社の担当者は、「申立人の資格喪失日は、平成2年4月21日と届け出なければならないところを、同年4月1日に異動する者が多数いたため、誤って同年4月1日と届け出たと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成2年4月21日に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年3月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年4月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年3月から同年6月までは8,000円、同年7月から38年9月までは1万2,000円、同年10月から39年3月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月21日から39年4月21日まで
私は、申立期間にはA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、被保険者となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の従業員経歴簿及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で、生年月日が異なる者が、昭和37年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39年4月21日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人の従業員経歴簿において、生年月日が訂正された形跡が確認できるところ、当該訂正前の生年月日が、上記の被保険者記録に係る被保険者の生年月日と一致しており、A社は、「訂正前の生年月日で、資格取得の届出を行った可能性がある。当時、申立人と同姓同名の従業員は、ほかにいなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 37 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39 年 4 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票から、昭和 37 年 3 月から同年 6 月までは 8,000 円、同年 7 月から 38 年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 39 年 3 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和41年9月1日にA社に入社し、44年6月に同社の後継事業所であるC社（現在は、B社）を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された初任給算定票及び退職者綴り並びに同社の回答から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に、A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員をC社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した41名全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年11

月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
私は、昭和41年9月16日にA社に入社し、47年3月に同社の後継事業所であるC社（現在は、B社）を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された初任給算定票及び退職者綴り並びに同社の回答から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に、A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員をC社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した41名全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年11

月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 7762

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成15年1月21日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、62万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月21日から15年1月21日まで
私は、A社で平成14年4月1日から15年1月20日までの期間においてB業務を担当していた。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持するA社発行の退職証明書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成14年9月21日とされているが、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である15年4月29日より後の同年5月27日付けで行われていることが確認できる。

また、A社に係る17名の厚生年金保険被保険者についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、滞納処分票によると、申立期間当時、A社は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成14年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である15年1月21日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、62万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和41年9月17日にA社に入社し、46年12月に同社の後継事業所であるC社（現在は、B社）を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社のA社からC社へ移行した際の厚生年金保険の被保険者記録についての回答から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に、A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員をC社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した41名全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年11

月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から41年8月まで

私は、A市に転居した昭和40年7月頃に、自分でA市役所B支所で加入手続を行い、同年7月の国民年金保険料は、同支所で100円を納付した。

その後、申立期間のうち、昭和40年8月の国民年金保険料として100円、同年9月以降の保険料として150円を集金人の家に持って行き、納付したことを記憶しているにもかかわらず、申立期間が未加入期間になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居した昭和40年7月頃に、自分でA市役所B支所で加入手続を行い、申立期間のうち、同年7月の国民年金保険料は、同支所で納付し、その後の保険料は集金人の家に持って行き、納付したと述べている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、A市において昭和41年10月12日に払い出されており、国民年金被保険者名簿から、申立人は、同年9月30日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者である夫と結婚していた申立人が国民年金に加入する場合、任意加入することとなるが、申立人は、上記のとおり、昭和41年9月に国民年金に任意加入しており、任意加入被保険者の場合、遡って国民年金に加入することも、国民年金保険料を納付することもできず、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間以後継続して同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをう

かがわせる事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年2月までの期間、9年8月から同年9月までの期間、11年4月から12年9月までの期間、14年4月から16年6月までの期間及び20年7月から21年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から8年2月まで
② 平成9年8月から同年9月まで
③ 平成11年4月から12年9月まで
④ 平成14年4月から16年6月まで
⑤ 平成20年7月から21年6月まで

私は、平成3年4月に区役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の申請手続を行った。保険料の免除の申請手続については、結婚する8年3月までは毎年区役所で行っており、結婚した後は私の妻と一緒に区役所で行っていた。

申立期間①から⑤までの国民年金保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に区役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の申請手続を行ったと主張しているが、申立人の基礎年金番号は9年12月に付番されていることが、オンライン記録により確認できることから、国民年金の加入手続時期及び保険料の免除の申請手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が最初に国民年金保険料の免除の申請手続を行った日は、平成9年11月28日であることがオンライン記録により確認でき、保険料の免除の期間は、免除の申請のあった日の属する月の前月から承認されるため、

申立期間①及び②については、保険料の免除が承認されない期間である。

さらに、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料については、その妻と一緒に免除の申請手続きを行ったと主張しているが、妻についても当該期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立期間②、③、④及び⑤は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の事務処理の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 59 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 51 年頃、母親が A 区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、母親が A 区役所で納付していたはずである。平成 6 年に結婚した際、市役所で自分の年金記録を確認したところ、問題ないとの回答を得たにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年頃にその母親が A 区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金保険料を A 区役所で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続きについては、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 61 年 4 月頃に行われたと推認でき、その時点で申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の始期に居住していた A 区で国民年金に加入したと述べているが、申立人が所持している年金手帳を見ると、申立人の住所は申立人が昭和 54 年 12 月以降に居住した B 区となっており、申立人の国民年金手帳記号番号も C 社会保険事務所（当時）から払い出された番号であることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、当該期間の国民年金保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要が

あるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 48 年 3 月までの期間、49 年 7 月から 50 年 3 月までの期間及び 54 年 12 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 47 年*月頃、市役所又は市の出張所のようなところで国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を交付してもらった。加入手続後、申立期間①の国民年金保険料は、専門学校を卒業するまで定期的に納付していたと思う。

学校を卒業後、就職して共済組合に加入していたが、結婚後の昭和 49 年 6 月に退職したので、すぐに国民年金の再加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を、夫の保険料と一緒に納付していた。

その後、昭和 52 年 4 月に転居してからも、国民年金保険料は夫の保険料と一緒に納付し続けており、途中の申立期間③の保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

私は、申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続時期及び手続場所をはっきりと憶えておらず、当該期間の国民年金保険料の納付場所及び納付方法に関する記憶が明確ではないなど、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の所持する年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」に昭和 47 年*月*日と記載されていることから、同年同月

頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは50年8月と推認され、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しないことに加えて、同加入手続時点においては、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、退職後の国民年金の再加入手続について記憶しておらず、当該期間の国民年金保険料の納付場所及び納付方法に関する記憶も明確ではないなど、当該期間の保険料の納付状況が不明であり、加入手続時期と推認される昭和50年8月の時点においては、当該期間の保険料を納付するには過年度納付するほかないが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付したことは無かったと述べている。

加えて、申立期間③について、申立人は、その夫の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、一緒に納付していたとするその夫も、当該期間の保険料が未納である。

その上、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から51年9月まで

私が会社を退職した後の昭和48年8月頃に母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料を母親が集金人に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から聴取することが困難であるため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和48年3月に会社を退職後、同年8月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、55年1月と推認できることに加え、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が述べるように、申立期間当時、申立人の母親の分と一緒に、定期的に国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和55年1月時点においては、第3回特例納付の実施期間であり、申立期間の国民年金保険料は、特例納付により納付することが可能であるが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続後に交付された年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の手帳であり、この年金手帳以外の手帳を交付された記憶は無いと述べているが、オレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月から使用が開始されたもので、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする48年8月頃には使用されていなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 54 年 3 月まで

私は、20 歳から国民年金に加入することを知らなかったのものでそれまで加入していなかったが、昭和 54 年 10 月に郷里の母親を引き取った際、現在居住している区の区役所で、母親の年金受給の手続と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。

その後、金額については大金だったことしか憶^{おぼ}えていないが、近所の郵便局で未納分の国民年金保険料を遡^{おぼ}ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 10 月に申立期間の国民年金保険料を遡^{おぼ}ってまとめて納付したと述べているが、当該期間の保険料について、遡^{おぼ}って納付した時期及び納付した金額を具体的に記憶していない上、納付方法や納付するための資金をどのように準備したかについても憶^{おぼ}えていないなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」が昭和 44 年*月*日と記載されていることから、同日まで遡^{おぼ}って国民年金保険料を納付したものと述べているが、同年金手帳の日付は加入手続時期及び保険料の納付時期に関係なく、強制加入の初日まで遡^{おぼ}及して記載されるものであることから、当該日付は納付状況を特定するものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続時期は昭和 54 年 10 月と推認され、当該時期は第 3 回特例納付の実施期間であり、申立期間の

国民年金保険料を特例納付により納付することは可能であった。しかし、申立人は、特例納付について何も知らないと述べている上、納付した保険料額について大金だったとしか憶^{おぼ}えておらず、特例納付を行った場合に作成されるはずの特殊台帳も無いことから、特例納付により当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成3年3月まで

私の父親は、昭和63年1月頃に私の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の私の国民年金保険料については、私の母親が、毎月自宅に来ていた集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、その母親が納付していたと述べており、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない。しかも、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は、国民年金の加入手続を行った時期についての記憶が明確ではない上、保険料を納付していたとするその母親は、保険料の納付金額等についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の該当届出処理日から、平成3年7月から同年10月までの間と推認され、その時点において、申立期間のうち、元年6月から3年3月までの国民年金保険料は、過年度納付によらなければ納付することができないが、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶が無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和63年1月から平成元年5月までの国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間前後を通じて同一市内に居住していた

申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から53年12月まで

私は、親の勧めもあり、20歳から国民年金に加入すれば、45歳で受給資格を得られると強く思い、昭和50年*月頃にA町役場で加入手続を行った。国民年金保険料については、納付周期の記憶は無いが、その都度、約3,000円の保険料を納付してきた。

しかしながら、ねんきん特別便により、私の国民年金に未納期間が39か月もあることが分かったため、平成20年10月に社会保険事務所（当時）に対し年金加入記録回答票を送付したにもかかわらず、年金事務所からの調査結果の回答は24年1月となり、これほどの時間を要したのに詳しい調査結果が記載されていない。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年*月頃にA町役場で加入手続を行い、納付周期の記憶は無いものの、その都度、約3,000円の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から54年1月と推認でき、申立人が主張する国民年金の加入手続の時期と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和54年1月時点は、第3回特例納付の実施期間であり、申立期間の国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付により保険料を納付することは可能であったが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、現在所持している年金手帳の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間当時居住していたA町では「申立人の加入履歴及び納付書発行履歴等が分かる資料は確認できない。」と回答しており、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年6月まで

私は、平成5年8月末で会社を退職、同年9月に結婚したが、失業保険を受給していたために国民年金第3号被保険者になることができず、その頃に同年同月1日付けで国民年金の強制加入の被保険者資格取得を行った。

私が上記を行ったことは、年金手帳にも記載されている。

当時の支払メモに支払った国民年金保険料額が記載されている。

平成5年9月に婚姻届を提出し、姓が変わったが、厚生年金保険の記録は、旧姓の分が漏れていたため、国民年金も姓の変更が行われたことで記録が漏れていると思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月末で会社を退職し、同年9月に結婚した頃に、国民年金の加入を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は6年8月頃と推認される上、申立人は同手続を、転居前、転居後のどちらの住所地で行ったのか、また、旧姓の時、新姓になつてからのどちらの時に行ったのかについての記憶が定かではないなど、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、国民年金の加入手続時期と推認される平成6年8月頃の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには、遡及して納付するほかないが、申立人は、保険料を遡って納付したことは無かったと思うとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立

人自身もこれまで受領した年金手帳は1冊だけであるとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として当時のメモを当委員会に提出しているが、同メモに記載された金額は、当該期間当時の保険料額と相違している。

加えて、申立人は、自身の所持する年金手帳の「国民年金の記録」の欄に「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」の日付が明記されていることをもって、その期間について国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の資格取得日は、加入手続の時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、当該資格取得日の時点において、国民年金の加入手続が行われたことを示すものではなく、保険料の納付の始期を特定するものではない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

私の母親が、平成10年3月頃に、当時居住していた市の市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料について、私は、13年4月に就職し、その年の夏のボーナス時にそのボーナスで、納付書を使い、コンビニエンスストアかどこかで一括納付した。

私は、就職前の期間の国民年金保険料について、納付した時期や方法などを明瞭に記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立当初、平成13年の夏のボーナス時に、コンビニエンスストアで一括納付したと主張していたが、その後、コンビニエンスストア以外で納付したかもしれないと申立内容が変遷している上、コンビニエンスストアで同保険料が収納できるようになったのは16年以降である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
私は、平成 15 年 3 月 1 日に A 社へ入社し、21 年 5 月 20 日まで勤務していた。申立期間の標準報酬月額が 59 万円と記録されているが、実際に支給されていた給与支給総額に比べて低いので納得できない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、給与明細書の総支給金額は標準報酬月額 59 万円を超える額だった。」と主張している。

しかし、A 社の平成 17 年分の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届において、申立人の標準報酬月額は 59 万円と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、A 社が契約していた税理士・社会保険労務士事務所から提出された申立人の申立期間に係る支給控除項目一覧表では、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されており、申立人が提出した給与明細書も同じ額が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、記録管理上の不備は見当たらない。

このほか、申立人が主張する申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 38 年 12 月から 39 年 6 月まで

私は、申立期間①において、A社にB職として、申立期間②において、C社にD職として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が当時に勤務していたとするA社は、社会保険事務所（当時）の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社は商業登記の記録が確認できず、昭和 35 年及び 37 年発行のE県F市住宅地図においても申立人が存在していたとする住所地に同社の名称は確認できない。

申立期間②について、C社は昭和 40 年 6 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の住所が不明である上、申立人は同僚の名前を覚えていないため、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立期間における被保険者 26 人に照会したところ、21 人から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は親族の紹介によりC社に入社したと述べているところ、複数の同僚は、紹介により入社した従業員は一定の期間経過後に厚生年金保険に加入する取扱いがあったと述べている。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 59 年 3 月 26 日まで
申立期間においてA市にあったB社にC職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市にあったB社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録では、申立期間当時、A市にはB社という名称の適用事業所は確認できず、名称が類似するD社が存在することが確認できる。

また、D社は商業登記簿謄本によると、申立人が記憶する所在地及び業務内容もおおむね一致する上、同社に勤務していた元社員に文書照会したところ、8名から回答があり、そのうち2名が申立人を記憶していることから、申立人の申立てに係る事業所は同社であり、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、回答のあったいずれの元社員からも申立人の勤務期間について供述を得られない上、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、当時の状況について聴取を行うことができないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、D社は、昭和 57 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間のうち、同日から 59 年 3 月 26 日までの期間は適用事業所となっていない。

さらに、元社員が申立人と同じC職だったとして名を挙げた女性同僚の中には、D社における被保険者期間が確認できない者も存在する。

加えて、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、

申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった夫の被扶養者となっている上、申立人は申立期間の給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。